給与支払報告 特別徴収 に係る給与所得者異動届出書

年度	１．現年度　２．新年度　３．両年度

令和　年　月　日

大竹市長様

給与支払者（特別徴収義務者）		
所在地	〒	
フリガナ		
氏名又は名称		
法人番号又は個人番号		←個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし右詰めで記載

特別徴収義務者指定番号		
担当連絡者先	所属	
	氏名	
	電話	

給与所得者		(ア) 特別徴収税額（年税額）	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)－(イ)	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収方法
フリガナ							
氏名							
生年月日	年　月　日						
個人番号							
受給者番号							
1月1日現在の住所							
異動後の住所							
		円	□月から □月まで 円	□月から □月まで 円	□年 □月 □日	□ 右から番号を記入 1．退職 2．転勤 3．休職・長欠 4．死亡 5．少額・不定期 6．合併・解散 7．その他	□ 右から番号を記入 1．特別徴収継続 →下記①欄へ記入 2．一括徴収 →下記②欄へ記入 3．普通徴収（本人納付） →下記③欄へ記入

① 特別徴収継続の場合（新しい勤務先へ特別徴収の開始月と月割額を連絡してください。）

新しい勤務先（特別徴収義務者）				
特別徴収義務者指定番号		新規	法人番号又は個人番号	
所在地	〒	担当者連絡先	所属	
フリガナ			氏名	
氏名又は名称			電話	

新しい勤務先へは、月割額＿＿＿＿＿＿円を □ 月分（翌月10日納入期限分）から徴収し、納入するよう連絡済みです。

受給者番号	
納入書の要否（新規の場合のみ記載）	□ 右から番号を記入　１．必要　２．不要

② 一括徴収の場合

理由 □ 右から番号を記入

1. 異動が令和8年12月31日までで、一括徴収の申出があったため
2. 異動が令和9年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため

徴収予定月日	徴収予定額（上記（ウ）と同額）
月　日	円

左記の一括徴収した税額は、□ 月分（翌月10日納入期限分）で納入します。

③ 普通徴収(本人が納付)の場合

理由 □ 右から番号を記入

1. 異動が令和8年12月31日までで、一括徴収の申出がないため
2. 令和9年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため
3. 死亡による退職であるため

※大竹市記入欄

【提出先】大竹市市民生活部税務課市民税係（〒739－0692　広島県大竹市小方１丁目11番１号　電話：0827-59-2128）

記載要領

1　給与支払報告に係る給与所得者異動届出書

この届出書は、大竹市長に提出した給与支払報告書に記載された者のうち特別徴収税額がない者で、令和９年４月１日現在において給与の支払を受けなくなった者がある場合に令和９年４月15日までに大竹市長に提出してください。

2　特別徴収に係る給与所得者異動届出書

この届出書は、給与の支払を受けている者で、特別徴収税額のある給与の支払を受けなくなった場合にその受けなくなった日の属する月の翌月の10日までに大竹市長に提出してください。ただし、４月２日から５月31日までの間に給与の支払を受けなくなった者の市民税・県民税をその年度から新たに特別徴収の方法によって徴収すべき市町村長に対する届出書は、特別徴収税額の通知があった日の属する月の翌月の10日までに提出してください。

3　「給与支払者（特別徴収義務者）」欄中の「法人番号又は個人番号」欄には、給与支払者（特別徴収義務者）の法人番号（13桁）又は個人番号（マイナンバー、12桁）を記載してください。なお、個人番号（マイナンバー）を記載する場合には、左側を１文字空けて記載してください。

4　「給与支払者（特別徴収義務者）」欄中の「特別徴収義務者指定番号」欄には、届出書を提出する大竹市長により指定された特別徴収義務者指定番号を記載してください。

5　「給与所得者」欄中の「個人番号」欄には、給与所得者の個人番号（マイナンバー）を記載してください。

6　「給与所得者」欄中の「受給者番号」欄には、この届出書に記載した給与所得者について、その特別徴収税額の通知書に記載された受給者番号を記載してください。

7　「異動後の住所」欄には、異動後の住所を記載してください。異動後の住所が不明なときは、給与の支払を受けなくなった当時の住所を記載してください。

8　「異動後の未徴収税額の徴収方法」欄は、次の要領により記載してください。
(1) 給与の支払を受けなくなった者が、新しい勤務先において特別徴収の継続を希望する場合には、枠内に「１」と番号を記入するとともに、「① 特別徴収継続の場合」欄に必要事項を記載してください。
(2) 退職後令和９年５月31日までに支払われる給与又は退職手当等から未徴収税額を一括徴収する場合には、枠内に「２」と番号を記入するとともに「② 一括徴収の場合」欄に必要事項を記載してください（注　令和９年１月１日から４月30日までの間に、退職等により給与の支払を受けなくなった場合には、本人から一括徴収の申出がなくとも必ず一括徴収しなければなりません。）。
(3) (1)又は(2)に該当しない場合には、枠内に「３」と番号を記入するとともに、「③ 普通徴収の場合」欄に、その理由を同欄に掲げているものから選び、該当する番号を枠内に記入してください（注　同欄に掲げている理由に該当しない場合は、新しい勤務先において特別徴収の継続の申出がある場合を除き、特別徴収義務者は、必ず一括徴収しなければなりません。）。

9　「① 特別徴収継続の場合」欄中の「特別徴収義務者指定番号」欄には、届出書を提出する大竹市長により指定された特別徴収義務者指定番号を記載してください。これまでに大竹市長から指定されたことがない場合にあっては、「新規」を〇で囲んでください。

10　「① 特別徴収継続の場合」欄中の「納付書の要否」欄には、「特別徴収義務者指定番号」欄の「新規」を〇で囲んだ場合にのみ記載してください。

11　「② 一括徴収の場合」欄中の「徴収予定月日」欄には、一括徴収の対象となる給与又は退職手当等の支給月日を記載してください。